

第100回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成29年10月5日(木) 午後3時から午後5時まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎 18階会議室

案 件	審議結果等
(仮称)デイリーカナート北助松店(泉大津市)【新設】	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。</p> <p>夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。</p>
(仮称)ビエラ千里丘(吹田市)【新設】	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。</p> <p>出入口付近等で来店車両と歩行者・自転車との交錯の可能性や、夜間に発生する騒音による近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。</p>
(仮称)ライフ八戸ノ里駅前店(東大阪市)【新設】	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。</p> <p>府道旧中央環状線に面する出入口について、交通混雑など周辺環境に及ぼす影響が懸念されるので、設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。</p>

(仮称)トライアル寝屋川店(寝屋川市)【変更】

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。